



《会計・税務の知識》コーポレートガバナンス・コードって？

はじめに

最近よく「コーポレートガバナンス・コード」という言葉を耳にしませんか。これは、上場企業が守るべき行動規範を示した企業統治ための指針のことで、2015年6月から上場企業に適用されています。昨今、企業の不祥事などが取沙汰される中で、コーポレートガバナンス（企業統治）の重要性が高まってきています。

また、東証は2016年1月に「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況に係る集計結果（2015年12月末時点）」を公表しました。そこで今回はコーポレートガバナンス・コードの内容についてご説明するとともに、実際の上場企業の対応状況をお伝えします。

1. コーポレートガバナンス・コードとは

コーポレートガバナンス・コードとは、上場企業が行うコーポレート・ガバナンス（企業統治）において、ガイドラインとして参照すべき原則・指針のことで、このコードの基本的な考え方は、株主の権利や取締役会の役割、役員報酬のあり方など、上場企業が守るべき行動規範を網羅したものです。

一方で厳格なルールを一律に強制的に適用させてしまうと、企業経営の柔軟性を損なう可能性もあるため、全面的に強制させるのではなく、原則を「実施」するか、実施しない場合にはその理由を「説明」する（コンプライ or エクスプレイン）が基本的な考え方となっています。

2. なぜコードが必要か

企業が効率的な経営を行っているかどうかを表す指標であるROE（株主資本利益率）は、日本企業は約7%程度であり、米国や欧州が約15%～16%程度であるのに比べると非常に低い値となっています。これは、日本企業の経営者がリスクを恐れ、設備投資、配当、賃金上昇などを行うことに消極的であることが背景にあります。このような状況に対して、政府は新成長戦略のひとつとしてコードの策定を盛り込み、国際競争力を高めることを狙っています。

3. コードの具体的な内容は

コーポレートガバナンス・コードは、「株主の権利・平等性の確保」「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」「適切な情報開示と透明性の確保」「取締役会等の責務」「株主との対話」の大きく5つの「基本原則」と「原則」、「補充原則」の全73原則からなっています。

具体的には、例えば「独立社外取締役の設置」、「海外投資家等への英語での情報開示の推進」、「インセンティブ報酬の検討」、「株主総会議案の反対票の原因分析等」といった状況等を報告することが求められています。これらにより経営者マインドの変革が期待され、経営者の企業価値向上に向けた努力を外部から評価しやすくなることが期待されています。

4. 上場企業の対応状況

適用が開始された2015年6月から12月末までに上場企業が提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書について東証が対応状況を取りまとめています。

これによると、市場第一部、第二部上場会社の約8割（78%）が、73原則のうち9割以上を「コンプライ」（コードを実施）しており高い割合となっています。また、その中でも全原則を「コンプライ」している企業は11.6%となっています。

この中で、「コンプライ」せずに「エクスプレイン」（説明）している割合が高い原則としては、「取締役会の実効性評価の開示」が63%、「議決権電子行使のための環境整備・招集通知の英訳」が55%、「独立社外取締役の2名以上の選任」が42%、「インセンティブ報酬の検討」が30.7%となっています。

おわりに

現状では、「エクスプレイン」としている項目でも、今後実施予定もしくは検討中であると報告している企業は75%もあります。この先、日本企業のコーポレート・ガバナンス向上により企業価値上昇に繋がることが期待されるため、今後の企業の対応にも注目が集まります。（担当：荻堂直樹）

参考文献 「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況に係る集計結果」2015年12月